

平成22年4月

(平成24年4月一部改訂)

(平成26年11月一部改訂)

後見(保佐, 補助)開始の 申立ての手引



申立てをする方は、この手引を最後までお読みになり、十分に制度をご理解いただいた上で、申し立ててください。

新潟家庭裁判所

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 成年後見制度について | |
| 1 成年後見制度とは | 1 |
| 2 法定後見（後見，保佐，補助）のしくみ | 2 |
| ★どんなときに必要ですか？ | 2 |
| ★利用するにはどんな手続が必要ですか？ | 2 |
| ★後見，保佐，補助はそれぞれどう違うのですか？ | 2 |
| 第2 申立ての手続について | |
| 1 申し立てる裁判所 | 4 |
| 2 申立てができる人 | 5 |
| 3 申立てに必要な書類や費用 | 5 |
| 4 申立て時の留意点 | |
| ★申立て時に留意することはありますか？ | 6 |
| ★求める同意権の範囲はどうしたらよいですか？ | 7 |
| ★求める代理権の範囲はどうしたらよいですか？ | 8 |
| 5 申立て後の手続 | |
| ★申立て後の手続はどのように進行しますか？ | 8 |
| ★鑑定は必ず行うのですか？ 費用はどのくらいですか？ | 8 |
| ★本人調査は必ず行うのですか？ | 9 |
| ★申立ての取下げはできるのですか？ | 9 |
| 6 後見（保佐，補助）開始の審判 | 10 |
| 7 後見（保佐，補助）開始の審判確定と登記 | 10 |
| 8 後見制度支援信託について | 10 |
| 第3 成年後見人（保佐人，補助人）の職務と責任について | |
| 1 最初の仕事（財産目録等の作成） | 11 |
| 2 普段の仕事（身上監護，財産管理） | |
| ★成年後見人，保佐人，補助人の仕事に共通する注意点は何か？ | 11 |
| ★成年後見人の主な仕事は何か？ | 12 |
| ★保佐人の主な仕事は何か？ | 12 |
| ★補助人の主な仕事は何か？ | 13 |
| ★成年後見人，保佐人，補助人の仕事はいつまで続くのですか？ | 13 |
| 3 事前に家庭裁判所の許可が必要な事務 | 13 |
| 4 成年後見人（保佐人，補助人）の費用と報酬 | 14 |
| 5 後見（保佐，補助）事務の終了 | 14 |
| 6 成年後見人（保佐人，補助人）の責任 | 15 |
| 第4 後見（保佐，補助）監督について | 15 |
| 別紙1 申し立てる裁判所（管轄区域）一覧表 | 17 |
| 別紙2 成年後見等開始申立て時に準備するもの（チェックシート） | 18 |
| 別紙3 標準的な審理の流れ（申立てから確定まで） | 19 |
| 別紙4 審判確定後の流れと手続 | 20 |

はじめに

この手引は、新潟家庭裁判所の本庁及び各支部で後見開始、保佐開始、補助開始の申立てを考えている方を対象に、各制度の内容、申立てに必要な書類、申立て後の手続の流れ、成年後見人（保佐人、補助人）の仕事と責任などについての概略を説明したものです。申立てを考えている方は、この手引をよくお読みいただき、十分に制度をご理解いただいた上で、申し立ててください。



第1 成年後見制度について

1 成年後見制度とは

- 精神上的の障害により、判断能力がない方や不十分な方（認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者などの方で、これからその方を「本人」といいます。）の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度です。
- 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、また、法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて後見、保佐、補助の3つのタイプがあります。

成
年
後
見
制
度

法定後見制度（法律による後見の制度）

- 判断能力が不十分になってから、家庭裁判所が親族等の申立てにより、本人の援助者を選びます。
 - ❖ 判断能力が なくなっている 場合・・・後見 → 成年後見人 を選びます。
 - ❖ 判断能力が 著しく不十分 な場合・・・保佐 → 保佐人 を選びます。
 - ❖ 判断能力が 不十分 な場合・・・補助 → 補助人 を選びます。

任意後見制度（契約による後見の制度）

- 本人が判断能力がある間に、判断能力が将来不十分となった場合に備えて、公正証書を作成して任意後見契約を結んで、任意後見人を選んでおきます。
- 判断能力が不十分になり、家庭裁判所が任意後見監督人を選んだときから、任意後見契約の効力が生じます。

※この手引は、法定後見制度についてのみ説明しています。

2 法定後見（後見，保佐，補助）のしくみ

★ どんなときに必要ですか？

- たとえば，預金の解約，福祉サービスを受ける契約，遺産分割の協議，不動産の売買などをする必要があっても，本人に判断能力が全くなければ，そのような行為はできませんし，判断能力が不十分な場合には，本人だけで行くと，本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため，本人の判断能力を補うために法的に援助する人を選んでおく必要があります。

★ 利用するにはどんな手続が必要ですか？

- 本人や親族などの関係者が家庭裁判所に，後見等開始の審判を求める申立てをしてください。後見開始，保佐開始，補助開始のいずれを求めるかは，本人の判断能力の程度によって異なりますので，医師の診断書（成年後見制度用のもの）の「判断能力 判定についての意見」欄を参考にして決めてください。
- 家庭裁判所は，本人や関係者からの申立てを受けて審理を行い，いずれの保護を開始するかを決定し，あわせて本人を法的に援助する人（成年後見人，保佐人，補助人）を選任します。

★ 後見，保佐，補助はそれぞれどう違うのですか？

【後見とは？】

- 本人の判断能力がなくなっている場合になされるもので，後見開始の審判とともに，本人を援助する人として成年後見人が選任されます。
- 成年後見人は，幅広い代理権を持ち，本人に代わって契約を結んだり，本人の日常生活が円滑に営まれるように配慮したりして，本人の財産を管理します。
- 本人は，日用品の購入などを除いて，自分で法律行為を行うことができなくなり，成年後見人は，本人がした本人にとって不利益な法律行為を取り消す（取消権）などし，本人を法的に保護します。
- 本人は，印鑑登録が抹消されたり，医師・税理士などの資格や会社役員の地位を失ったりなど，資格などが大幅に制限されます。

【保佐とは？】

- 本人の判断能力が著しく不十分な場合になされるもので、保佐開始の審判とともに、本人を援助する人として保佐人が選任されます。
- 保佐人は、本人が一定の重要な行為（金銭の貸借、不動産などの重要な財産の売買、自宅の増改築など）をする際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限（同意権）を持ちます。本人が保佐人の同意を得ずに法律行為をした場合は、その行為を取り消す（取消権）などし、本人を法的に保護します。
- 本人が同意をすれば、保佐人には、特定の事項について本人に代わって契約を結ぶなどの行為をする権限（代理権）が与えられることもあります。
- 本人は、医師・税理士などの資格や会社役員の地位を失ったりなど、資格などが制限されます。

【補助とは？】

- 本人の判断能力が不十分な場合になされるもので、補助開始の審判とともに、本人を援助する人として補助人が選任されます。
- 補助人は、本人が望む一定の事項についてのみ、同意権か代理権（両方与えられることもあります。）を与えられ、それによって本人を法的に保護します。
- 補助開始の審判をし、補助人に同意権や代理権を与えるためには、いずれも本人の同意が必要です。
- 本人は、後見や保佐のように資格などが制限されることはありません。

語 句 の 説 明

- ❖ 代理権：本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限
- ❖ 同意権：本人が重要な財産に関する行為等をする際に、保佐人等がその内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限
- ❖ 取消権：本人が成年後見人等の同意を得ないで重要な財産に関する行為等をした場合、その行為を無効なものとして、原状に戻す権限

- 後見、保佐、補助を開始する審判手続の違いや、援助する人である成年後見人、保佐人、補助人に与えられる権限の違いは、次の表のとおりです。

| 審判の区分 | 後見開始 | 保佐開始 | 補助開始 |
|--------------------------|--|--|--|
| 本人の判断能力 | 判断能力が なくなっている方 | 判断能力が 著しく不十分な方 | 判断能力が 不十分な方 |
| 援助者 | 成年後見人 | 保佐人 | 補助人 |
| 申立てができる人 | 本人、配偶者、四親等内の親族（親、子、きょうだい、祖父母、孫、おじ・おば、おい・めい、いとこなど）、未成年後見人、市町村長等 | | |
| 申立てについての本人の同意 | 不要 | 不要 | 必要（本人以外の者が 申し立てる場合） |
| 医師による鑑定 | 原則として必要 | 必要 | 原則として不要 |
| 成年後見人等が同意し又は取り消すことができる行為 | 日用品の購入など日常生活に関する行為 以外の行為 | 重要な財産関係の権利の得喪を目的とする行為等（民法13条1項記載の行為） （注1） | 申立ての範囲内で裁判所が定める行為（民法13条1項記載の行為の一部に限る。 本人の同意が必要） |
| 与えられる代理権 | 財産に関する全ての法律行為 | 申立ての範囲内で裁判所が定める行為（本人の同意が必要） | 申立ての範囲内で裁判所が定める行為（本人の同意が必要） |

（注1） 保佐人の同意（取消）権を上記以外の行為にも広げるには、別に「同意権付与（拡張）の申立て」が必要です（本人の同意は不要）。



本人の判断能力の程度が後見、保佐、補助のどれに該当するか分からない場合は、申立ての段階では、診断書の内容に対応する類型の申立てをしていただければ結構です。申立て後に行われる鑑定等の結果によって、申立て時とは異なる類型の審判がなされることもあります。その場合、申立人には「申立ての趣旨変更」という手続（簡単な手続です。）をとっていただくこととなります。

第2 申立ての手続について

1 申し立てる裁判所



- 本人の住所地を管轄する家庭裁判所（別紙1の「申し立てる裁判所（管轄区域）一覧表」をご覧ください。）に申し立ててください。
- なお、本人の住民登録上の住所が上記の管轄区域内にない場合でも、入所中の施設や病院などが管轄内にある場合には、申立てを受け付けることもありますので、不明なときは家庭裁判所の受付係に問い合わせてください。

2 申立てができる人

- 本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人などです。

【四親等内の親族】とは？

本人から見て、次の親族などです。

- (1) 親，祖父母，子，孫，ひ孫
- (2) きょうだい，おい・めい
- (3) おじ・おば，いとこ
- (4) 配偶者の親，祖父母，子，孫，きょうだい

3 申立てに必要な書類や費用

- 別紙2の「成年後見等開始申立て時に準備するもの（チェックシート）」にある「作成書類」，「取り寄せ書類」，「財産関係資料」の書類をそろえてください。また，チェック欄を利用して，申立てに必要な書類がそろっているかどうか確認し，不備がないようにしてください。

なお，手続費用については，申立人が負担することが原則ですが，この手続を行うことが本人の保護となりその利益になると考えられることから，新潟家庭裁判所では，手続費用（例えば，申立手数料，鑑定費用等）は本人の負担とする裁判をする運用です。審判確定後，選任された後見人等に対し，本人の財産の中から本人負担とされた手続費用の償還を求めることができます。

- ❖ 作成書類は，記載例とともに封筒の中に入っていますので，これを利用して作成してください。
- ❖ 取り寄せ書類は，3か月以内に発行されたものを提出してください。成年後見登記事項証明書は，封筒の中に入っている「登記されていないことの証明申請書」を利用し，新潟地方法務局へ出向いて直接申請するか，東京法務局あてに郵送で申請してください。

4 申立て時の留意点

★ 申立て時に留意することはありますか？

・ 申立てについて



- 「成年後見等開始申立て時に準備するもの（チェックシート）」に記載された書類が整いましたら、管轄する家庭裁判所の受付窓口に提出してください。
- 申し立てる裁判所によっては、事前に、電話等で申立て日時をご予約いただければ、申立て日当日に申立人や成年後見人等候補者の面接調査を終えることができる場合があります。申立て日当日にこれらの面接調査を終えることができれば、後日、あらためてお越しいただく必要はありません。そこで、面接調査が可能かどうか、可能であればその曜日や時間帯など、事前に電話等で家庭裁判所の受付係におたずねください。

・ 成年後見人等候補者について

重要

【誰を候補者にしたらよいですか？】

- 本人のご家族でなくてもよいのですが、成年後見制度の内容及び成年後見人等の職務や責任について十分に理解されている方を候補者として挙げてください。
- 家庭裁判所は、成年後見人等の選任にあたり、①本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、②候補者の職業・経歴、③候補者と本人との利害関係の有無、④本人の意見などを踏まえて、総合的な判断をします。
そのため、申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。家庭裁判所は、本人に高額の財産があったり、家族間で療養監護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合には、弁護士、司法書士又は社会福祉士などの専門家を、成年後見人等や成年後見監督人等として選任することがあります。
- 成年後見人等や成年後見監督人等に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。専門家の成年後見人等により、本人の財産が安全適正に管理され、また、親族間の紛争が未然に防止された事例はたくさんあります。専門家の成年後見人等に対する報酬は、そのために必要な費用であることを、ぜひご理解ください。

★ 求める同意権の範囲はどうしたらよいですか？

- 保佐開始の審判がされると、保佐人には民法13条1項に定める重要な法律行為についての同意権が自動的に与えられます。そのため、特に、申立てをする必要はありません。したがって、これらの行為以外の行為についても同意権を付与したい場合にのみ、その行為の内容を特定して、同意権付与（拡張）の申立てをしてください。



【民法13条1項に定める重要な法律行為】

- 貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したり、預けたりすること。
- お金を借りたり、他人の保証人になったりすること。
- 不動産や高価な財産を売り買いしたり、担保をつけたりなどすること。
- 訴訟を起こしたり、取り下げたりすること。
- 贈与、和解をしたり、仲裁契約をしたりすること。
- 相続を承認、放棄したり、遺産分割をしたりすること。
- 贈与や遺贈を断ったり、何か負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾したりすること。
- 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること。
- 土地は5年、建物は3年、動産は半年をそれぞれ超える期間にわたって貸す契約をすること。

- 補助開始の審判を申し立てる場合は、本人の同意を得て、民法13条1項に定める重要な法律行為の一部について、同意権付与の申立てをしてください（封筒の中にある「同意権目録」の該当箇所にチェックするだけで結構です。）。

なお、全部の行為に同意権を付与することは認められていません。

- 同意権は本人の利益を保護し、あるいは不利益を回避するために必要な権限ですが、一方では、本人の行為を制限する側面もありますから、どの範囲で同意権の付与を求めるのか、本当に必要なのかどうか、本人の意思を尊重しながら、十分に検討してください。

★ 求める代理権の範囲はどうしたらよいですか？

- 保佐人や補助人に対して、代理権を付与する場合、その範囲に法律上の制限はありません。ただし、本人以外の者からの請求による場合は、本人の同意が必要です。今後、予定される行為で、本人に代わって、保佐人や補助人が行ったほうがよいと思われるものを、封筒の中にある「代理権目録」の該当箇所にチェックして申し立ててください。将来、行うかどうか不明なものについてまで、申立てをすることは適当ではありません。行うことがはっきりした時点で、追加的に代理権付与の申立てをすれば足ります。

5 申立て後の手続

★ 申立て後の手続はどのように進行しますか？

- 別紙3の「標準的な審理の流れ（申立てから確定まで）」のとおり進行します。
- 審判が確定した後の進行は、別紙4の「審判確定後の流れと手続」のとおりです。

★ 鑑定は必ず行うのですか？ 費用はどのくらいですか？

- 鑑定とは、本人の判断能力がどの程度であるかを医学的に判定するために行う手続です。申立て時に提出していただく成年後見制度用診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定を依頼します。
- 後見開始及び保佐開始の審判では、欠かせない手続です。ただし、後見開始の審判で、本人が植物状態にあるなど、明らかに判断能力がないと判断できる場合には、鑑定を実施しないこともあります。補助開始の審判では、補助開始が相当であるとの診断書の提出があれば、原則として鑑定は不要です。
- 鑑定費用は、おおむね5万円から10万円位です。主治医に鑑定をしていただく場合は、おおむね5万円位でお願いしているのが実情です。



重要

【申立人をお願いしたいこと】

- 家庭裁判所では、ほとんどの場合、本人の病状や実情をよく把握している主治医に本人の精神状態の鑑定を依頼しています。
- 本人の主治医に成年後見制度用診断書の作成を依頼される際に、家庭裁判所から鑑定の依頼がされた場合には引き受けてくださるよう、お話しください。そして、診断書2枚目の「診断書付票」も記入していただいてください。
- 主治医が鑑定を引き受けてくださらないようでしたら、鑑定を引き受けていただける医師を紹介してくださるようお願いしてください。
- 鑑定費用については、事前に医師とご相談ください。鑑定を実施する場合には、家庭裁判所から申立人に連絡をしますので、速やかに鑑定費用を納めてください。
- 以上のことは、迅速な手続進行のために必要なことですから、ご協力をお願いします。

★ 本人調査は必ず行うのですか？

- 成年後見制度では、本人の意思を尊重するため、申立ての内容等について本人の意見を聞くことが必要です。ただし、後見開始では、本人の意見を聞くこともできないことが申立て時の資料や鑑定の結果などから明らかな場合には、本人調査を行わない場合もあります。保佐開始や補助開始では、必ず本人にお会いして、制度の利用や保佐人（補助人）選任についての意見、保佐人（補助人）に与える代理権や同意権の必要性や範囲等についての意見を確認することになります。
- 本人調査の際は、可能であれば本人に家庭裁判所にお越しいただいておりますが、入院等でそれが困難な場合は、家庭裁判所から担当者が入院先等に伺います。

★ 申立ての取下げはできるのですか？

- 申立ての取下げをするには家庭裁判所の許可が必要となります。これは、公益性の見地からも本人保護の見地からも、後見等開始の審判をすべきであるにもか

かわらず、申立ての取下げにより事件が終了してしまうことが相当でない場合があるからです。例えば、後見人等の選任に関する不満を理由とした取下げは、許可されない可能性が高いと考えられます。

6 後見（保佐，補助）開始の審判

- 全ての審理が終わると家庭裁判所は後見等開始の審判をし、あわせて成年後見人等を選任します。保佐開始や補助開始の場合には、必要な同意（取消）権や代理権も定めます。
- ただし、家庭裁判所は、成年後見人等を選任するには、本人の生活や財産の状況、候補者の職業や経歴、本人との関係、本人の意見などを総合的に考慮して判断しますので、申立て時の候補者がそのまま成年後見人等を選任されるとは限りません。また、成年後見人等の選任の審判に関しては、不服を申し立てることができません。

7 後見（保佐，補助）開始の審判確定と登記

- 審判書が成年後見人等に届いてから2週間以内に、誰も不服を申し立てない場合には、後見等開始の審判の法的な効力が確定します。その後、家庭裁判所が東京法務局に対し、審判の内容を登記してもらうよう依頼（囑託）します。東京法務局に登記の依頼（囑託）が完了し、登記番号がわかった段階で成年後見人等にこれを連絡します。
- 成年後見人等の職務を行うに当たっては、法務局が発行する成年後見人等として選任されていることの登記事項証明書等が必要になります。

8 後見制度支援信託について

- 後見制度支援信託とは、後見開始事件について、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託した上、信託財産の払戻しや信託契約を解約するなどの場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

詳しくは、裁判所のウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/index.html>）から、後見制度支援信託に関するリーフレット（「後見制度において利用する信託の概要」）をダウンロードすることができますのでご覧ください。

第3 成年後見人（保佐人，保持人）の職務と責任について

1 最初の仕事（財産目録等の作成）

- 成年後見人等選任の審判は、後見等開始の審判の確定と同時に、その時点で、成年後見人等に就任します。
- 成年後見人の最初の仕事は、就任から1か月以内に、本人の財産の調査を行って財産目録を作成し、家庭裁判所に提出することです。あわせて年間収支の予定を立て、その年間収支予定表も提出してください。家庭裁判所は、保佐人や補助人の方にも、財産目録や年間収支予定表等の作成・提出を求めることがあります。
- 申立人が成年後見人等に選任される場合、申立て時と選任時に財産目録を提出していただくこととなります。申立て時に提出していただく財産目録等は後見等開始の審理のためのものであるのに対し、選任後の財産目録の提出は法律で定められた成年後見人等の義務であり、家庭裁判所が成年後見人等を監督するための資料となるものですから、お手数ですが、必ず提出してください。
- 申立て時に作成した財産目録等のコピーを保存しておくとし、選任後に、それをもとにしてそれほど苦勞なく財産目録等を作成することができます。

2 普段の仕事（身上監護，財産管理）

- ★ 成年後見人，保佐人，補助人の仕事に共通する注意点は何か？
- 成年後見人は、本人の利益のために、本人の財産を適切に維持し管理する義務を負っています。保佐人や補助人も、それぞれ与えられた権限の範囲内で、同様の義務を負っています。

- そのため、たとえ本人と成年後見人が親族関係にある場合でも、あくまで「他人の財産を預かって管理している」という意識を持って、成年後見人の仕事に取り組むことが大切です。保佐人や補助人も、財産管理権を与えられている場合は同様です。
- 本人の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、身上監護や財産管理の仕事を行ってください。
- 本人を保護することが成年後見人等の仕事です。本人の利益に反して本人の財産を処分（売却，贈与，抵当権設定など）してはなりません。
- 本人の財産の管理は、安全確実であることを基本とし、リスクの伴う投機的な運用は、絶対に避けてください。また、成年後見人等が自らのために使用したり、他の親族などに贈与したり貸付けをしたりすることなどは、原則として認められません。
- 家庭裁判所から後見等の事務の報告を求められたときは、その指示に従って、期限内に報告してください。
- その他、成年後見人等には、財産管理等の留意点をまとめた「成年後見人Q&A」という冊子を送付していますので、よくお読みになって、適切な事務の遂行に心がけてください。



★ 成年後見人の主な仕事は何ですか？

- 成年後見人には本人の財産の全般的な管理権とともに代理権がありますので、預貯金に関する取引，必要な費用の支払などの財産管理と，医療や介護に関する契約などの身上監護について，本人を代理して事務や契約を行うこととなります。
- また，本人が行った，本人に不利益な契約などを取り消すなどして，本人を法的に保護します。

★ 保佐人の主な仕事は何ですか？

- 保佐人の仕事は，本人の預貯金の払戻し，不動産の売買，金銭の借入れなどの財産に関する重要な行為を行う際に同意を与えたり，本人が保佐人の同意を得ずにした本人に不利益な行為を取り消すなどして，本人を法的に保護することです。
- また，審判で認められたことについて，本人の代理をすることができます。

★ 補助人の主な仕事は何ですか？

- 補助人の仕事は、審判で認められたことについて、本人に同意を与えたり、本人が補助人の同意を得ずにした本人に不利益な行為を取り消すなどして、本人を法的に保護することです。
- また、審判で認められたことについて、本人の代理をすることができます。

★ 成年後見人、保佐人、補助人の仕事はいつまで続くのですか？

- 申立てのきっかけとなったこと（たとえば、保険金の受取り、預貯金の払戻し、遺産分割協議など）が終わっても、成年後見人等の仕事は終わりではありません。本人の生涯にわたって、本人を法的に保護する仕事は続きます。

3 事前に家庭裁判所の許可が必要な事務



【居住用不動産の処分の許可】

- 本人の居住用不動産について、売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定、解体などの処分をする場合には、事前に家庭裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立てをして、許可を得る必要があります。必要書類等は、処分の内容によって異なりますので、家庭裁判所にお問い合わせください。

【特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の選任】

- 遺産分割協議や賃貸借契約などの法律行為を行う際、成年後見人等と本人の利益が相反するとき（たとえば、遺産分割協議で成年後見人と本人がお互いに相続人である場合や、賃貸借契約で成年後見人が借主、本人が貸主である場合など）は、本人に代わって代理することはできません。その場合は、その行為に限って、本人のために代理してくれる人を選任するよう家庭裁判所に申立てをする必要があります。

成年後見人と本人との利益が相反するとき・・・特別代理人選任の申立て
保佐人と本人との利益が相反するとき・・・臨時保佐人選任の申立て
補助人と本人との利益が相反するとき・・・臨時補助人選任の申立て

- ただし、成年後見監督人（保佐監督人、補助監督人）が選任されている場合に

は、その必要はありません。そのような行為が予定されている場合は、事前に家庭裁判所にご相談ください。

4 成年後見人（保佐人，補助人）の費用と報酬

- 後見等事務を行うために必要な費用は、本人の財産から支出できます。支出し
てよいかどうか迷うときは、事前に家庭裁判所にご相談ください。
- 成年後見人等は、家庭裁判所に「報酬付与の申立て」をして認められれば、本
人の財産から審判で定められた報酬を受け取ることができます。家庭裁判所は、
報酬額を決める際に、成年後見人等が行った仕事の内容、本人の資力などを考慮
して決定します。報酬付与の審判は、専門家に限らず、親族が成年後見人等であ
る場合も申し立てることができます。家庭裁判所の報酬付与が認められない段階
で、勝手に報酬を差し引かないよう注意してください。

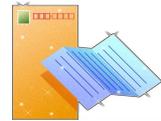
5 後見（保佐，補助）事務の終了

- 後見等事務は、本人が死亡したり、本人の病状が回復して後見等開始の審判が
取り消されたり、成年後見人等が辞任したりするときまで続きます。
- 本人が死亡した場合には、成年後見人等は、死亡記載のある戸籍謄本又は死亡
診断書の写しを添付して、その旨を家庭裁判所に報告するとともに、2か月以内
に、管理していた財産の収支を計算して本人の相続人に引き継がなければなりま
せん。
- 本人の病状が回復した場合は、家庭裁判所で後見等開始の審判を取り消すこと
により、後見等の事務が終了します。その場合、成年後見人等は、2か月以内に、
管理していた財産の収支を計算して本人に引き継がなければなりません。
- 成年後見人等は、病気などやむを得ない事情がある場合は、家庭裁判所に辞任
の申立てをし、その許可を得て辞任することができます。辞任が許可され、新た
な成年後見人等が選任されたときに、事務の引継ぎを行うこととなります。

6 成年後見人（保佐人，補助人）の責任

- 成年後見人等には、本人の意思を尊重しながら、適正な身上監護や財産管理などの事務を行っていく義務があります。
- 成年後見人等がこれを怠り、あるいはわざと不適切な事務を行ったりするなどして、本人に損害を与えた場合は、民事上の損害賠償義務を負うとともに、業務上横領罪または背任罪として刑事上の責任を負う場合もあります。
- また、成年後見人等として不適格であるとして、解任されることもあります。

第4 後見（保佐，補助）監督について



- 家庭裁判所は、成年後見人等に対して、その職務を正しく行っているか、また、後見等の事務を行う上で問題がないか確認するために、定期的に、あるいは随時、後見等事務に関して報告を求めたり、調査をしたりしますので、日頃からそれに備えておく必要があります。
- 家庭裁判所から後見等の事務に関して報告を求められたら、指示された書類等を添付して、期限内に必ず報告してください。報告がない場合は、家庭裁判所にお越しいただくことになります。
※①その都度家庭裁判所から報告を求める場合、②定期的に自主的な報告を求める場合があります。
- また、後見等監督の結果、成年後見人等に不適切または不正な行為が見受けられた場合、その行為の内容によっては、第3の6「成年後見人等の責任」で述べたような民事上や刑事上の責任を負ったり、成年後見人等を解任されることもあります。
- 具体的な後見等の事務の中で、重要な財産の処分、高額な物品の購入、遺産分割の協議などでどのようにしたらよいか迷うときは、事前に家庭裁判所にご相談ください。

